1月から3月までの3か月間は「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」です

悪質商法による若者の被害があとを絶たないことから、1月から3月を共同キャンペーン期間と定め、関東甲信越地区の都県、政令指定都市、国民生活センター及び県内の関係機関が共同して啓発活動を実施しています。

消費者契約トラブルは、ますます複雑化、多様化しており、特に若者は社会経験が少ないため、契約の正しい知識を持たずに契約してしまう場合が多くみられます。悪質業者はこれらの状況を悪用し、未成年者契約取消しができなくなる成人して間もない若者を狙っていますのでご注意ください。

【事例】

フリマアプリで購入したスニーカーがニセモノだった。出品者に返品させて欲しいと伝えるが、まったく応じてくれない。アプリ運営業者に相談しても、当事者間で話し合うようにと言われてしまい困っている。

○事例アドバイス

フリマアプリは、個人同士の取引です。トラブル解決は、当事者間で行うことが求められています。購入前に疑問点を出品者に確認したり、商品発送には追跡可能な方法をとるなど、トラブルの未然防止を心がけましょう。また、利用規約で禁止されている行為は、絶対に行わないようにしましょう。

※若者層からの相談で多いのが、インターネット関連です。アダルトサイト、オンラインゲーム、インターネット通販、ネットオークション、サクラサイト、サイドビジネス商法などのトラブルがあります。

心配な時は、消費生活相談窓口や消費者ホットライン（188）へご相談ください。

平成31年度版五霞町ごみ収集カレンダーを発行します（生活安全課）

平成31年度版五霞町ごみ収集カレンダーは、3月中旬までに配布する予定です。町公式ホームページへも掲載しますので、ご利用ください。

なお、平成30年度版五霞町ごみ収集カレンダーは、平成31年3月31日までご使用いただき、使用後は紙類として毎月第2火曜日に新聞紙と一緒にごみ集積所へ出してください。

ごみの分別や五霞町ごみ収集カレンダーの見方等について、ご不明な点がありましたら、生活安全課までお問い合わせください。

○お問い合わせ

生活安全課　生活環境G

☎(84)3618（直通）

ごみ収集カレンダー（表紙から14ページまで）と分別方法等（15ページから20ページまで）を切り取り線から切り離して保存できるようになっています。

カレンダーと分別方法等を切り離してご使用いただくことで、分別方法等がより参照しやすくなります。

また、カレンダー20ページには、ごみの品目別分別表を掲載しています。ぜひ、ご活用ください。